

食安監発 0401 第 1 号  
平成 26 年 4 月 1 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長  
(公 印 省 略)

米国から輸入される牛肉等の取扱いについて (一部改正)

標記については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」(平成 25 年 2 月 1 日付け食安監発 0201 第 3 号(最終改正:平成 25 年 5 月 31 日付け食安監発 0531 第 1 号)、以下「通知」という。)により取り扱っているところですが、米国側の管理状況、これまでの検査結果等を勘案し、下記のとおり、当該通知を一部改正することとしましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

「1 対象品目」中、「本日以降、」を削除し、「牛肉及び牛臓器(挽肉を含み、食肉製品等その他の加工品を含まない。)」を「牛肉及び牛臓器(挽肉及び洗浄目的でゆでた内臓を含み、食肉製品等その他の加工品を含まない。)」に改める。

食安監発0201第3号  
平成25年2月1日  
(最終改正:平成26年4月1日)

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長  
(公 印 省 略)

### 米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成19年6月13日付け食安監発第0613001号）により取り扱っているところです。

今般、食品安全委員会における「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」に基づき、米国と協議の上、新たに米国産牛肉に関する対日輸出プログラムを別添1のとおり定めたことから、同通知を廃止し、今後は下記により取り扱うこととしますので、その運用に遺漏のないようお願いします。

また、各検疫所においては、記の3について、関係事業者に対し説明会を開催するなど、十分周知するようお願いします。

### 記

#### 1 対象品目

米国農務省から認定された対日輸出認定施設において、とさつ、解体、分割又は細切された牛肉及び牛臓器（挽肉及び洗浄目的でゆでた内臓を含み、食肉製品等その他の加工品を含まない。）とすること。

また、上記以外で、米国においてとさつ、解体、分割又は細切された牛肉、牛臓器及び牛由来原材料を含む食品及び添加物のうち、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき証明書を要するものについてはこれを受け入れないこととし、要しないものについては輸入しないよう指導すること。

なお、対日輸出認定施設のリストについては、別途通知する予定であること。

#### 2 衛生証明書

米国農務省が発行する法第9条第2項に基づく衛生証明書については、別添2のとおりであるので、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第9条に規定さ

れた事項のほか、記の1に示した品目、施設であること及び対日輸出プログラムに適合している旨（fulfilled all of the requirements of the USDA Less than 30 Months Age Verification Quality System Assessment (QSA) Program for Japan）等について確認すること。

なお、従前の対日輸出プログラムに基づき、本年1月31日以前にとさつされ、その後、解体、分割又は細切され、旧様式の衛生証明書が添付されて輸出された牛肉等についても、引き続き、輸入を認めて差し支えないこと。

### 3 輸入者等に対する指導事項

- (1) 輸入に当たっては、当該品が対日輸出プログラムを遵守して処理され米国農務省農業販売促進局（AMS）の製品リストに記載されていることを、輸出者に対して確認すること。
- (2) 本邦への陸揚げ後の倉庫への搬入時においては、各梱包に貼付されたラベル等により、到着貨物と衛生証明書に記載された品目及び数量との整合性について確認すること。
- (3) 国内流通段階においては、梱包の内容と貼付されたラベルの同一性を確認する等、検品を徹底すること。
- (4) 上記（1）から（3）において、問題を確認した場合には行政機関へ通報すること。

### 4 現場検査

- (1) 次表に基づき、施設の区分に応じて、別添3に掲げる開梱数により検査を実施すること。なお、次表に掲げる各区分に該当する対日輸出認定施設については、別途連絡する。

対象	施設区分	検査頻度	開梱数（別添3）
牛肉（横隔膜を含む）	区分1	全件	(2)
	区分2	全件	(1)
	区分3	10件につき1件	(1)
	区分4	通常の検査体制	
内臓	区分1	全件	(2)
	区分2	全件	(1)
	区分3	10件につき1件	(1)
	区分4	通常の検査体制	

区分1：輸入実績が10トン未満又は届出件数が5件未満の施設

区分2：輸入実績が10トン以上、100トン未満でかつ届出件数が5件以上の施設

区分3：輸入実績が100トン以上、1,000トン未満の施設

区分4：輸入実績が1,000トン以上の施設

注) 当該施設からの対日輸出品（内臓を含む）から不適格品が発見された場合には、その時点で輸入実績を0とする。

(2) 検査に際しては、(1)に基づきカートンが無作為に抽出して開梱し、カートン表示及び衛生証明書との同一性を確認すること。

(3) 扁桃及び回腸遠位部（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分）（以下「SRM」という。）が含まれていないことを確認すること。

(4) 3及び上記(1)から(3)の結果、SRMと疑われる部位の混入が発見された場合には、検疫所業務管理室を通じて当課へ報告すること。

## 5 措置

検査及び調査の結果、SRMの混入又は月齢条件に適合しないと判定された場合には、当該ロットを法第9条第2項に違反するものとして取り扱うこと。

## 6 その他（関係通知等）

(1) 「米国及びカナダから輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成22年6月28日付け食安輸発0628第1号）については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成19年6月13日付け食安監発第0613001号）を「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成25年2月1日付け食安監発0201第3号）に改めること。

(2) 引き続き、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成24年11月21日付け事務連絡）により、現場検査結果に基づく確認手続を実施すること。